

社会福祉法人ふくろう会

ショートステイ友愛苑

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人ふくろう会が設置運営するショートステイ友愛苑（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護事業及び指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従事者は、要介護状態又は要支援状態（以下「要介護状態等」という。）にある高齢者に対し、適正な介護サービスを提供する事を目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）その他保健医療サービスまたは福祉サービスとの綿密な連携により、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービスまたは福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

3 事業所は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ友愛苑
- (2) 所在地 天塩郡遠別町字本町6丁目1番地6

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）
事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を行なう。また、従事者に必要な指揮命令を行う。管理者に事故ある時は生活相談員が職務を代行する。
- (2) 医 師 1名（嘱託）
利用者の健康管理、療養上の指導を行う。
- (3) 介護支援専門員 1名（常勤兼務）
短期入所利用者の介護計画等の業務を行う。

- (4) 生活相談員 1名（常勤兼務）
利用者の生活相談、生活援助・介護の企画や実施等を行う。
- (5) 介護職員 15名以上
利用者の日常生活全般にわたる生活援助・介護業務を行う。
- (6) 看護職員 2名以上
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 栄養士 1名（常勤兼務）
食事献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(利用定員)

第5条 短期入所定員は6名とする。また、空床利用型の定員は特別養護老人ホーム友愛苑の入所定員50名及び居室の定員を超えないものとする。

(短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成)

第6条 管理者は、介護支援専門員に短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 介護支援専門員は、利用者の心身の状況や希望、その置かれている環境及び現在利用している他の介護サービスの内容を十分に把握し、利用者が現に抱える課題を明確にする。
- 3 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性を念頭に置いたものでなければならない。
 - (1) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、利用者や家族の希望に配慮し、サービスの提供に当たる従業者との協議を経て、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を明示したものでなければならない。
 - (2) 短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合には当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
 - (3) 介護支援専門員は、作成した短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画について利用者または家族に対し、その内容等について十分説明し同意を得なければならない。
 - (4) 介護支援専門員は、利用者の状態の変更や居宅サービス計画の変更、サービスの実施状況を把握し、必要に応じて短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画の変更を行う。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の方針)

第7条 利用者の介護に当たる従事者は、次の各号に掲げる事項に留意して介護を行わなければならない。

- (1) 利用者の人格を尊重し常に利用者の立場に立ったサービスの提供を行う。
- (2) 利用者の要介護状態等の軽減及び悪化の防止に努める。

- (3) サービスは画一的でなく、その利用者の状態に合わせて提供するものとする
- (4) 従事者は提供するサービスの内容等について利用者や家族に理解、納得されるよう説明し理解を得るよう努める。
- (5) 利用者の生命、身体を保護するため緊急の場合を除き、身体的拘束や行動を制限する行為は行わない。
- (6) 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の質の評価を行い常にその改善に努める。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善または維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言等の援助
- (8) その他レクリエーション行事等のサービスの提供

(利用料等)

第9条 利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅サービスに係る費用として利用料の1割、2割又は3割相当分（法定費用）と滞在費及び食費、その他の費用の合計額とする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、あらかじめ利用者に対し説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

- 2 施設利用料は別表に定める内容とし、利用者が利用した場合、事業所に支払うものとする。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の見送の実施地域)

第10条 通常の見送の実施地域は、遠別町の区域とする。他希望があれば他市町村でも実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 事業の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者またはその家族に対し、事業所の運営規程の概要、従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時における対応方法)

第12条 従事者は、事業の提供を行っている際に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡し、指示を仰ぐとともに、家族等に連絡を行う等必要な措置を講ずるものとする。又、管理者にも報告しなければならない。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、避難、救出その他必要な訓練を行い利用者の安全確保に努めるものとする。

(苦情処理)

第14条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・掲示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

3 サービスに関する利用者からの苦情について、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(衛生管理等)

第15条 利用者の使用する食器やその他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 事業所において感染症が発症し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(個人情報の保護)

第16条 事業所は利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第17条 居宅介護支援事業者等又はその職員に対して、要介護等被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

2 居宅介護支援事業者等又はその職員から、事業所からの紹介対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備する

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従事者に周知徹底する体制を整備する

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従事者に対する研修を定期的に行う

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発防止するため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従事者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置

2 事業所は、サービス提供中に、従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業所は、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従事者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従事者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(会計の区分)

第22条 サービスの事業の会計を、その他の事業の会計と区分する。

(記録の整備)

第23条 従事者、設備及び会計に関する記録を整備する。

- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(協議事項)

第24条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人ふくろう会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。